

後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度保険料率は、2年ごとに改定を行うこととなっており、令和2年度が改定の年度となります。令和2年度および令和3年度の保険料率について、次のとおり決定しました。また、制度の見直しや政令改正により、保険料の上限額や被保険者均等割額の軽減基準についても改定しています。

令和2年度
保険料



【所得割額】

被保険者が所得に応じて負担します。

(前年中の総所得金額等 - 33万円)

× 所得割率10.28%



【均等割額】

被保険者全員が同額を負担します。

55,000円

※保険料(年額)の上限が、62万円から64万円となります。

令和2年度後期高齢者医療保険料軽減制度のご案内

一定所得以下の方や被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、令和2年度は下記のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)場合	7割軽減 (※1)
33万円以下の場合	7.75割軽減 (※2)
33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下の場合 (※3)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下の場合 (※4)	2割軽減

【前年度からの変更点】

(※1) 8割から7割に軽減特例を見直し

(※2) 8.5割から7.75割に軽減特例を見直し

(※3) 28万円から28.5万円に軽減対象を拡充

(※4) 51万円から52万円に軽減対象を拡充

※軽減制度の適用には、世帯主および後期高齢者医療保険被保険者の前年中の収入の申告が必要となります。収入がない方、非課税収入(遺族年金、障害年金、雇用保険金など)だけの方も申告が必要です。

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減となります。なお、均等割額が軽減される期間は、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間です。

左記の均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の割合で軽減されます。

均等割額	所得割額
5割軽減 ※後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間	負担なし

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当(市役所1階)

☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.
i-tokushima.jp